



流山市監査委員告示第3号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第5項の規定による随時監査（学校事務）を実施したので、同条第9項の規定によりその結果を別添のとおり公表する。

令和5年2月16日

流山市監査委員

菅生 泰久



流山市監査委員

坂巻 儀一



令和4年度

随時監査(学校事務)報告書

流山市監査委員

目 次

第 1	監査の種類	1
第 2	監査を実施した監査委員名	1
第 3	監査の対象	1
第 4	審査の着眼点及び実施内容	1
第 5	監査の期間	2
第 6	監査の実施日及び実施場所	2
第 7	監査の結果	2

令和4年度随時監査（学校事務）報告

この監査は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第5項及び流山市監査基準（平成29年流山市監査委員告示第7号。以下「監査基準」という。）第4条第1項第1号に規定する監査であり、監査基準に従って監査を実施した。

第1 監査の種類

令和4年度 随時監査（学校事務）

第2 監査を実施した監査委員名

菅生 泰久
坂巻 儀一

第3 監査の対象

流山市立おおぐろの森小学校の財務事務の執行、管理状況及び情報セキュリティ対策の実施状況

対象期間 令和4年4月1日から令和4年8月末日

所管 教育委員会

教育総務部 教育総務課

学校教育部 学校教育課、指導課

第4 監査の着眼点及び実施内容

監査基準に基づき、財務に関する事務の執行が適正かつ効率的に行われているか、経営に係る事業の管理が合理的かつ効率的に行われているか検証することを目的とした。

監査の実施に当たっては、監査の対象部課に係る事務事業について、関係書類の提出を求め、関係職員から説明を求めた。

なお、本監査実施日は、監査委員が同席し、関係書類を審査するとともに、必要に応じて関係職員に説明を求めた。

対象部課に提出を求め、又は実地に調査した関係書類は、次のとおりである。

- 1 公印使用簿（学校長印等）
- 2 文書発信簿・受付簿
- 3 切手・はがき等受払簿
- 4 服務整理簿
- 5 出勤簿
- 6 旅行命令簿

- 7 時間外勤務命令簿
- 8 予算差引簿
- 9 備品台帳
- 10 学校給食報告書
- 11 薬品管理台帳
- 12 情報セキュリティ対策に関する規程
- 13 以下の書類は、必要に応じ提出を求めて審査した。
 - ・ 予算執行伺書 A・B・C 票
 - ・ 契約書（請書）
 - ・ 完成、完了（納）届
 - ・ 検査、検収調書
 - ・ 請求書
 - ・ その他関係書類

第5 監査の期間

自 令和4年9月1日
至 令和4年12月16日

第6 監査の実施日及び実施場所

令和4年10月28日 流山市立おおぐろの森小学校

第7 監査の結果

1 総合意見

今回対象となった、おおぐろの森小学校の事務執行はおおむね適正に行われていたものの、調査した範囲において、学校給食費や消耗品購入の事務処理に一部誤りや改善を要する事項などが見受けられた。本監査で改善を求めた事項については、他校でも起こり得る内容であることから、関係部課及び各小中学校内で情報を共有し、同じような事例を繰り返すことがないように、全体での改善を図られたい。

また、令和4年度随時監査（学校事務）では、対象校の行財政に関する事務事業に加え、情報セキュリティ対策の実施状況についての監査を行うこととし、情報セキュリティ対策を実施する際に順守すべき規程の提出を求めた。

各学校での情報セキュリティ対策については、学校教育部学校教育課が平成28年5月に「流山市小中学校情報セキュリティポリシー」（以下「旧セキュリティポリシー」という。）を策定し、各学校に周知していた。その後、情報セキュリティについては学校教育部指導課が所管となり、本監

査の資料としては、学校教育部指導課から旧セキュリティポリシーが提出された。

しかしながら、監査実施時に資料のそごが認められたため、監査実施後に再度説明を求めたところ、旧セキュリティポリシーについては学校教育部指導課により内容の見直しが行われ、令和4年1月19日に「流山市教育情報セキュリティポリシー（令和4年1月版）」（以下「教育情報セキュリティポリシー」という。）として改訂されており、監査実施時点で本来順守すべき情報セキュリティポリシーは教育情報セキュリティポリシーであったが、各学校へ周知されていなかったことが報告された。

教育情報セキュリティポリシーについては、令和4年11月に各校へ周知されたところであるが、情報セキュリティポリシーは、情報セキュリティを確保するための方針、体制、対策等を包括的に定めた基本となるものである。所管課においては、その重要性について共通認識を持ち、各学校へ適切な指導が行われるよう、課内の事務処理体制を見直し、情報共有や職員間の連携、引継ぎを強化するよう改善を図られたい。

2 個別意見

監査の結果、調査した範囲においておおむね適正に執行されていたが、事務事業の一部について「指摘事項等一覧」（表1）のとおり、指摘事項及び検討・要望事項が認められた。

指摘事項及び検討・要望事項については、監査の結果に基づき講じた措置について、流山市監査指摘事項等事務処理要領（平成26年4月1日制定）により通知を求めるものとする。

指摘事項等一覧（表1）

課名等	指 摘 事 項								検 討 要 望 事 項	注 意 事 項
	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	計		
おおぐろの森小学校			1					1	1	0
教育総務課								0	0	0
学校教育課								0	0	0
指導課					1			1	0	0
計	0	0	1	0	1	0	0	2	1	0

[指摘事項]

- (1) 法律、条例、規則等に反している事項（軽易な誤りを除く。）
- (2) 不正な行為がなされた事項
- (3) 事故が発生するおそれがある事項
- (4) 不経済となっている事項や行政効果が期待できない事項
- (5) 今後の事務又は他の部署に悪影響を及ぼすおそれのある事項
- (6) 過去に指摘されていた事項であって、改善の取組が行われていない又は不十分な事項
- (7) その他監査委員が合議の上、指摘事項と認める事項

[検討・要望事項]

改善の検討を要する事項や要望事項等、監査委員意見として集約し、監査結果報告に反映させるもの。

[注意事項]

軽易な誤りである事項については、措置対象外の注意事項として取り扱い、その旨を付して報告書に表記するもの。

(1) 指摘事項

事故が発生するおそれがある事項

- ・ 学校給食に係る現金出納簿について、廃油代及び学校給食費の領収書（学校控え）の領収日と現金出納簿の日付が一致しない日があった。現金の取扱いについては必ず収入・支出のあった日に現金出納簿に記載し、現金、領収書等確認書類、現金出納簿を付け合わせて複数人で確認するよう徹底されたい。

（おおぐろの森小学校）

今後の事務又は他の部署に悪影響を及ぼすおそれのある事項

- ・ 流山市小中学校情報セキュリティポリシーについて、令和4年1月に流山市教育情報セキュリティポリシー（令和4年1月版）として改訂したものの、各校へ周知を行っていなかった。監査実施後に周知は行われたが、各学校へ適切な指導が行われるよう、課内の事務処理体制を見直し、情報共有や職員間の連携、引継ぎを強化するよう対策を講じられたい。

（学校教育部指導課）

(2) 検討・要望事項

- ・ 草刈り機用のレギュラーガソリンの購入について、月末締めの上、翌月に請求を受けているが、購入時に受領する納品書に購入金額の記載がされていなかった。納品書に金額を記載するよう事業者に求められたい。

(おおぐろの森小学校)